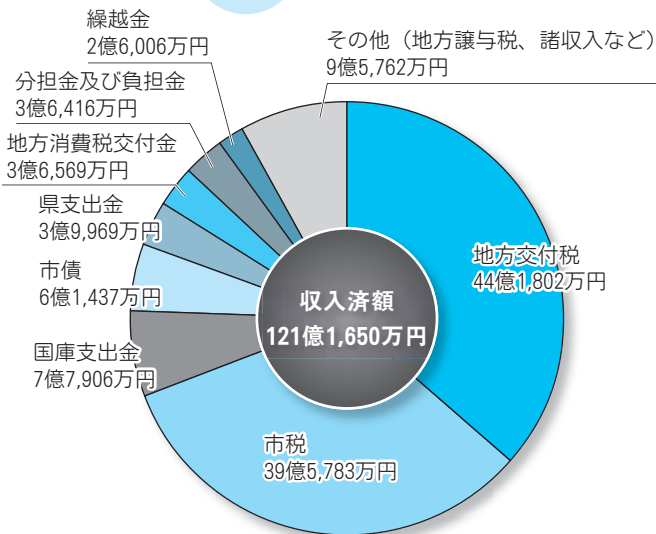


一般会計の執行状況

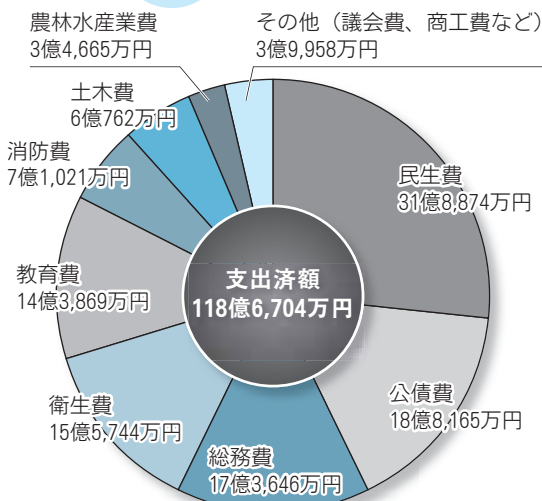
歳入

予算現額 140億1,548万円
収入済額 121億1,650万円
収入割合 86.5%



歳出

予算現額 140億1,548万円
支出済額 118億6,704万円
支出割合 84.7%



問財政課財政班

73・0085

天神山公園に建設された防災無線中継局



平成20年度下半期 予算の執行状況

市では、年2回、条例に基づいて財政状況を公表しています。今回は、5月1日に告示した平成20年度予算の3月31日までの執行状況をお知らせします。なお、市の会計は、病院事業会計を除き5月31日までの出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

◆特別会計の執行状況

区 分		予算現額	執行済額	執行率
国民健康保険特別会計	歳入	50億4,920万円	45億7,040万円	90.5%
	歳出		46億1,285万円	91.4%
老人保健特別会計	歳入	3億1,632万円	2億9,204万円	92.3%
	歳出		2億7,811万円	87.9%
後期高齢者医療特別会計	歳入	5億 824万円	5億 463万円	99.3%
	歳出		4億7,025万円	92.5%
介護保険特別会計	歳入	24億1,833万円	23億3,051万円	96.4%
	歳出		21億4,632万円	88.8%

◆病院事業会計の執行状況

区 分		予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入	27億3,558万円	26億3,872万円	96.5%
	支出		26億1,653万円	95.6%
資本的	収入	1億8,056万円	1億7,951万円	99.4%
	支出		3億7,904万円	99.4%

◆市有財産

区 分		土地 (㎡)	建物 (㎡)
行政財産	本庁舎	18,570.00	5,358.38
	消防施設	3,130.20	100.90
	その他の施設	10,563.00	3,277.00
	学校	275,285.26	66,540.35
	住宅	43,604.30	10,276.56
	公園	167,918.06	170.48
普通財産	その他の施設	223,952.78	36,529.30
	その他	5,029.00	
	宅地	79,163.75	4,853.13
山林	山林	83,899.25	
	その他	314,431.21	
合 計		1,225,546.81	127,106.10

基 金	
財政調整基金	5億9,683万円
国民健康保険財政調整基金	1億 343万円
社会福祉振興基金	5億 327万円
ふるさと振興基金	1億9,230万円
減債基金	7万円
育英資金貸付基金	1億6,642万円
スポーツ振興基金	8,358万円
介護給付費準備基金	9,926万円
高額療養費資金貸付基金	1,003万円
出産費資金貸付基金	702万円
学校施設整備基金	9,385万円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	1,853万円
土地開発基金	
土地 1,584.23㎡	貸付金 1,131万円
現金 3,122万円	預託金 80万円

公債残高	
普通債	
総務	6億5,379万円
民生	7,506万円
衛生	6億3,122万円
農林水産業	4億8,136万円
土木	33億6,846万円
公営住宅	1億1,564万円
消防	4,919万円
教育	17億6,206万円
災害復旧債	
土木	604万円
文教施設	27万円
その他	130万円
その他	
市民税等減税補てん債	4億8,515万円
臨時財政対策債	38億 536万円
臨時税収補てん債	2,449万円
退職手当債	2億 円
借換債	7,416万円
合 計	117億3,355万円

平成21年度から 個人住民税が変わります

平成21年度（平成20年分所得）からの主な改正点

1. 寄附金税制の拡充

従来も寄附金に関する控除制度はありましたが、次のように改正されました。

- (1) 所得控除方式から税額控除方式への変更
- (2) 控除対象限度額の引き上げ（総所得金額の25%から30%へ）
- (3) 適用下限額の引き下げ（10万円以上から5千円以上へ）
- (4) 特に地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と併せて全額控除（特例控除）

◆住民税における寄附金控除額の計算方法

○都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
基本控除額と特例控除額の合計額を住民税から控除します。
基本控除額＝〔寄附金－5,000円〕×10%（市民税6%、県民税4%）
特例控除額＝〔寄附金－5,000円〕×〔90%－0～40%（各納税者に適用される所得税の限界税率）〕

※特例控除額は住民税所得割の10%を限度とします。

基本控除額＋特例控除額＝住民税の税額控除額

○寄附指定に係る寄附金（市や県が新たに条例で定めた寄附金）
基本控除額のみ住民税から控除します。

基本控除額＝〔寄附金－5,000円〕×10%（市民税6%、県民税4%）

【例】A市への寄附40,000円（ふるさと納税）

B法人（県・市ともに指定対象）への寄附20,000円

総所得金額等5,000,000円 ※総所得金額等の30%＝1,500,000円

課税総所得金額（人的控除差調整額を除く）3,000,000円

住民税所得割額300,000円（市民税180,000円、県民税120,000円）

※寄附金税額控除前所得税の限界税率10%

市・県民税の控除対象寄附金額の合計60,000円【限度額：総所得金額等の30%（1,500,000円）】

市民税の基本控除額＝（60,000円－5,000円）×6%＝3,300円…①

市民税の特例控除額＝（40,000円－5,000円）×（90%－10%）×（3/5）＝16,800円…②

※特例控除額（16,800円）【限度額：市民税所得割の10%（18,000円）】

県民税の基本控除額＝（60,000円－5,000円）×4%＝2,200円…③

県民税の特例控除額＝（40,000円－5,000円）×（90%－10%）×（2/5）＝11,200円…④

※特例控除額（11,200円）【限度額：県民税所得割の10%（12,000円）】

市民税の税額控除額 ①＋②＝20,100円

県民税の税額控除額 ③＋④＝13,400円 合計33,500円

2. 公的年金からの特別徴収制度の創設

65歳以上で対象となる人の公的年金などの年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。引き落とし（特別徴収）の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に納付書で納めていただくこと（普通徴収）になります。

住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合の納税方法

■これまでの納め方

納付書で収める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税 額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で収めていただいていた。年税額の1/4ずつ納付書で収めていただいていた。

■平成21年度の納め方

納付書で収める（普通徴収）		年金からの引き落とし（特別徴収）			
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまで通り納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から引き落とします。

■平成22年度以降の納め方

年金からの引き落とし（特別徴収）			
月	4月	6月	8月
税 額	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度2月と同じ額		
月	10月	12月	2月
税 額	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	当年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

◆年金からの住民税の特別徴収をされない人

例1 年金収入のみの人で、収入が120万円以下の場合「公的年金等の所得」は0円と計算され、納税額は発生しませんので、年金からの住民税の特別徴収はありません。

例2 年金収入（120万円以下）と納税額が発生するその他の所得（給与所得、不動産所得など）がある人は、年金からの住民税の特別徴収はありませんが、その他の所得に係る住民税については、これまで通り給料からの天引きまたは納付書による納付となります。

※税額計算の際、基礎控除（33万円）や扶養控除などの所得控除が適用されますので、120万円を超える年金収入でも課税されない場合があります。

◆住民税が課税されない人

1. 均等割も所得割も課税されない人

- (1) 生活保護法により生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で平成20年中の所得が125万円以下の人

2. 均等割が課税されない人

平成20年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人

28万円×（控除対象配偶者および扶養親族の数＋1）＋16万8千円

※ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は28万円

3. 所得割が課税されない人

平成20年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人

35万円×（控除対象配偶者および扶養親族の数＋1）＋32万円

※ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は35万円

◆無収入で申告をしていない人へ

平成20年中に高齢や無職等により所得がなかった人、扶養されていた人、または18歳以上の学生の人でも申告書の提出をお願いします（国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります）。

税務課市民税班 ☎73-0087